

2 計画の内容

(1) 交通安全県民総ぐるみ運動の効果的な推進

春・秋の全国交通安全運動のほか、夏期、年末等交通事故が多発する時期に運動を強力に推進する。

なお、実施に当たっては、より多くの県民が自発的に参加し、地域ぐるみの運動として展開されるよう推進体制を確立するとともに、関係機関・団体の主体的活動を促進し、効果的な推進に努める。

ア 年間を通じて実施する強調日（月）

・交通安全啓発日	毎月1日※
・自転車安全利用日	毎月1日※
・近畿交通安全日	毎月15日
・高齢者交通安全の日	毎月15日
・シートベルト・チャイルドシート着用啓発日	毎月20日※
・近江路交通マナーアップ啓発日	毎月25日※
・ノーマイカーデー(公共交通機関利用促進日)	毎週金曜日
・飲酒運転根絶啓発日	毎月第4金曜日
・飲酒運転について考える日	毎月第4金曜日
・交通死亡事故ゼロを目指す日	4月10日・9月30日
・自転車安全利用月間	5月（1か月）

(※ ただし、実施日が土日祝日に当たる場合は次の平日に当たる日とする)

イ 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日（金）～4月15日（日）
夏の交通安全県民運動	7月15日（日）～7月24日（火）
秋の全国交通安全運動	9月21日（金）～9月30日（日）
年末の交通安全県民運動	12月1日（土）～12月31日（月）
新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動	平成31年3月15日（金）～ 4月15日（月）

(2) 近江路交通マナーアップ運動の実施

滋賀県内の幹線道路および主要路線において、関係機関と連携して道路利用者に対し、前照灯の早めの点灯や後部座席を含めた全席シートベルトの着用、自転車の安全利用など、交通法令の遵守や交通マナーの実践を街頭や個別機関、団体等で呼びかけを行い、交通事故総量と交通事故死者数が減少するよう交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動実施日：県下一斉街頭啓発日…5月25日・10月25日

通常月の啓発日…原則として毎月25日

実施時間：県下一斉街頭啓発日…夕暮の時間帯を中心に概ね1時間

通常月の啓発日…各機関・団体の実情に応じ実施

(3) ハイビーム切替え運動の実施

夜間における歩行者、自転車事故を防止するため、他の車両等の交通を妨げるおそれのない時は、前照灯をこまめにハイビームに切り替えることによりドライバーの視認性を確保し、交通事故の抑止と重大事故の防止することを交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 前照灯早め点灯運動の実施

特に夕暮れ時は、車両の視認性の低下や、前照灯点灯のタイミングの遅れから、交通事故が多発傾向にあるため、車両の視認性の向上と、ライト点灯という能動的な交通安全行動により運転者の安全意識を高め、交通事故の総量抑制と重大事故の防止することを交通安全県民総ぐるみ運動として実施する。

運動の期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(5) 自転車安全利用の推進

「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定されたことから、一層の自転車の安全利用を推進するため、毎月1日の「自転車安全利用日」と5月の「自転車安全利用月間」に、自転車の安全利用に関する啓発活動を実施する。

種 別	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	滋賀運輸支局、警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課、中日本高速道路(株)名古屋支社、西日本高速道路(株)関西支社

1 計画の実施方針および重点

〔イ 交通安全運動の推進〕

- (1) 交通安全運動の推進
- (2) 交通安全推進機関・団体との連携による効果的な運動の推進
- (3) 高速道路における交通安全運動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全運動の推進

ア 交通安全運動の実施にあたっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知し、住民参加型の交通安全運動および県民総ぐるみ運動を実施します。

また、地域の実情に即した効果的な運動を実施するため、事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズなどを踏まえた地域の運動重点を定め、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体および交通ボランティアの参加を得て、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進します。

さらに、事後に、運動の効果を検証、評価することにより、より一層効果的な運動を展開します。

イ 春・秋の全国交通安全運動については、地方公共団体を始めとする関係機関・団体等との連携を強化し、全国的な交通情勢を踏まえた全国重点、住民の要望等を踏まえた地域重点の設定、具体的な活動目標の設定による住民本位の運動の展開および事後の運動効果の検証・評価により、一層効果的な運動の実施に努める。

運動にあたっては、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体や交通ボランティアの参加促進を図り、特に、地域における今後の運動の継続の観点から若い世代の参加を働き掛ける。

参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

(2) 関係機関、団体との連携による効果的な運動の推進

滋賀県交通対策協議会等関係機関・団体との連携を密にして、運動の効果的な推進を図る。

(3) 高速道路における交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動等を高速道路交通警察隊等と合同で実施し、高速道路における運転マナーおよび交通安全に関する啓発活動を実施する。また、横断幕・懸垂幕・道路情報板・ハイウェイラジオ・休憩施設のトイレボードを活用し、交通安全を啓発する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、警察本部交通指導課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔ウ 自転車の安全利用の推進〕

- (1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底
- (2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化
- (3) 自転車用ヘルメットの着用促進
- (4) J A 共済主催のスケアード・ストレイト方式による自転車安全教室の実施
- (5) 自転車シミュレーターを活用した体験型交通安全教育の推進

2 計画の内容

(1) 自転車の交通ルール・正しい乗り方の普及徹底

・「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で規定される自転車交通安全教育および自転車の安全で適正な利用に関する取組を推進する。

交通安全教室や自転車大会の開催および交通の方法に関する教則や自転車安全利用五則の活用などにより、自転車は「車両」であることの認識を徹底し、交通ルールと正しい乗り方の普及を図る。

・自転車の運転による交通の危険を防止するための自転車運転者講習の制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵守意識を醸成する。

・自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。

・自転車の関係機関と協力して、自転車の点検整備や自転車の灯火の早め点灯、夜間のライトの点灯および反射材用品の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

・自転車の利用者が加害者となる事故が後を絶たないこと等に鑑み、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるよう努める。

(2) 自転車利用者に対する街頭指導の強化

ア 商店街、通学路など自転車通行の多い道路等で、関係機関・団体、自転車安全整備士、地域住民等が協働して自転車利用者に対する街頭指導・啓発活動を実施する。

イ 自転車乗用中の携帯電話使用、傘さし、二人乗り等危険運転に対する「自転車指導警告カード」を活用した警告指導活動を強化する。

(3) 自転車用ヘルメットの着用促進

ヘルメットの効用等についての広報啓発活動を強化し、条例に規定される自転車に乗車する幼児、児童、65歳以上の高齢者に対するヘルメットの着用を促進する。

(4) J A 共済主催のスケアード・ストレイト方式による自転車安全教室の実施

県内の中学・高校生を対象に、スタントマンを使ったスケアード・ストレイト方式

(事故現場を再現してみせ、危険行為を未然に防ぐ教育手法)による自転車安全教室を実施する。

(5) 自転車シミュレーターの活用

自転車シミュレーターを活用した指導と交通安全教育を実施する。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔エ すべての座席におけるシートベルト着用の徹底〕

- (1) 着用率向上対策の推進
- (2) 後部座席等におけるシートベルトの着用促進
- (3) 関係機関・団体による着用啓発活動の促進
- (4) 映像式シートベルトコンビンサーの活用
- (5) 取締りの強化

2 計画の内容

(1) 着用率向上対策の推進

全ての座席におけるシートベルト着用の徹底を図るため、交通指導取締りや各種講習等の機会および各種広報媒体を活用して、広報啓発を図るとともに、衝突実験映像やシートベルトコンビンサー等を活用するなどして、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。

シートベルト着用率(H29.10 警察庁・JAF合同調査)

道路の区分	座席	滋賀県	全国平均
一般道	運転席	98.2%	98.6%
	助手席	94.2%	95.2%
	後部席	44.6%	36.4%
高速道	運転席	99.9%	99.5%
	助手席	99.6%	98.3%
	後部席	81.6%	74.4%

(2) 後部座席等におけるシートベルトの着用促進

あらゆる機会、媒体を通じて、後部座席の着用率向上のための普及啓発活動を実施する。

(3) 関係機関・団体による着用啓発活動の促進

全ての座席におけるシートベルトの着用が徹底されるよう、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、各種講習等あらゆる機会を通じて、非着用の危険性、着用による被害軽減効果等を周知し、特に後部座席におけるシートベルト着用の必要性を訴えるなど、効果的な広報啓発を推進する。

(4) 映像式シートベルトコンビンサーの活用

交通安全協会と連携し、映像式シートベルトコンビンサー(映像と音響によりリアルなシートベルトの着用体験が可能)を活用した指導・啓発を行う。

(5) 非着用者に対する指導取締り活動の強化

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
-----	----------------------

実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課
------	----------------------

1 計画の実施方針および重点

〔オ チャイルドシートの正しい使用の徹底〕

- (1) チャイルドシートの必要性和正しい使用についての参加・体験型交通安全教室の実施
- (2) チャイルドシート未使用運転者に対する指導取締り
- (3) 啓発活動の推進

2 計画の内容

- (1) チャイルドシートの正しい使用方法および使用効果について、カンガルークラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等と連携して保護者に対する取付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、正しい取付方等の適正な使用方法について指導の徹底等を図る。
- (2) チャイルドシート未使用運転者に対する指導取締り
チャイルドシート未使用運転者に対する指導取締りの強化

チャイルドシート使用率（平成29年 警察庁・J A F 合同調査）
滋賀県 75.0% （全国平均 64.1%）

- (3) チャイルドシートの正しい使用が徹底されるよう、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、保護者等に対する効果的な広報啓発・指導を推進する

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔カ 反射材の普及促進〕

2 計画の内容

- ・薄暮時・夜間における歩行者および自転車利用者の被害に係る交通事故を防止するため、子供や高齢者を始めとする全ての年齢層を対象として、反射材用品等の視認効果や使用方法等について理解を深め、自発的な着用を促すための啓発活動や参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- ・関係機関・団体と連携した反射材の広報啓発活動の実施。
- ・衣服や靴、鞆等への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課

1 計画の実施方針および重点

〔キ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立〕

2 計画の内容

- (1) 広報啓発の推進

様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の悪質性・危険性および飲酒運転による交通事故実態を積極的に周知するとともに、運転者はもちろんのこと、車両等を提供した者、酒類を提供した者および自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等について周知徹底する。

(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、飲酒体験ゴーグル等の活用により、体内にアルコールを保有した状態では、安全運転に必要な能力が低下した状態になることを理解させる。

(3) 関係機関・団体・業界との連携の推進

地方公共団体、交通ボランティア、推進委員、安全運転管理者、酒類製造・販売業、酒類提供飲食店等に対して飲酒運転を抑止するための取組を要請するほか、全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く呼び掛けるなどして、地域や職域等における飲酒運転根絶への取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という規範意識の確立を図る。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔ク 交差点事故防止対策の推進〕

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) 広報・啓発活動の推進

2 計画の内容

(1) 交通安全教育の推進

交差点での交通事故の多くは、信号無視や一時不停止、安全不確認等が原因であり、交通ルールを遵守させ交通事故を防止するため、関係機関・団体等が連携し、交通監視、街頭指導、啓発活動等を実施して、県民に「止まる、見る、待つ」の交差点通行時の基本の周知徹底を図る。

(2) 広報・啓発活動の推進

交通事故実態を「交通安全対策室だより」等に掲載するとともに、ラジオ放送やテレビ放送を活用して広く県民への周知を図る。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔ケ 効果的な広報の実施〕

- (1) 各種広報媒体を活用した広報・啓発の推進
- (2) 交通安全情報の積極的な提供

2 計画の内容

(1) 各種広報媒体を活用した広報・啓発の推進

○テレビ・ラジオを通して県民の交通マナーの向上を訴える。

マナーアップ啓発放送

死亡事故多発警報啓発放送

○交通事故事例、交通危険箇所等の身近な問題を取り上げ、理解しやすい内容の広報・啓発を各種広報媒体を活用して推進する。

(2) 交通安全情報の積極的な提供

○インターネットやラジオの広報媒体を活用して実効の挙がる広報を行う。

○県下の交通事故の発生件数や重大事故の発生状況等について、タイムリーかつ効

果的な広報を行う。

- 高齢者の交通安全意識高揚のため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について、関係機関・団体等と連携して広報・啓発活動を行う。

種 別	(3)交通安全に関する普及啓発活動の推進
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

〔コ その他の普及啓発活動の推進〕

- (1) 普及啓発活動の実施
- (2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

2 計画の内容

(1) 普及啓発活動の実施

一人一人が交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が図られるよう、地方公共団体を始めとする関係機関・団体等と連携して、「交通事故死ゼロを目指す日」等の各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開する。

また、夕暮れの時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性を広く周知する。

(2) 滋賀県交通安全推進大会の開催

県民総ぐるみによる交通安全意識を高め、「交通事故のない滋賀」実現のための新たな決意の場とする「滋賀県交通安全推進大会」を開催する。

種 別	(4)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等
実施機関	警察本部交通企画課、土木交通部交通戦略課

1 計画の実施方針および重点

- (1) 関係機関・団体等の指導・育成と主体的活動の促進
- (2) 各種民間団体による交通安全活動の推進

2 計画の内容

(1) 関係機関・団体等の指導・育成と主体的活動の促進

市町、市町交通安全対策会議、市町交通対策協議会の交通安全計画に基づく交通安全活動が行われるよう、交通安全に関する情報をタイムリーに提供するとともに、積極的な指導と支援を行う。

(2) 各種民間団体による交通安全活動の推進

ア 民間の交通安全教育チームの支援を行う。

イ 地区交通安全協会、安全運転管理者協会等が実施する交通安全推進事業の支援を行う。各種民間団体に対して、交通安全活動への参加と実践を働きかけ、地域ぐるみの交通安全活動推進体制の確立に努める。

ウ 地区交通安全協会等が実施する交通安全推進事業に対して支援する。

地区交通安全協会(12協会)

高速道路交通安全協議会

滋賀県交通安全女性団体連合会